

平成 27 年 7 月 7 日

地方公共団体における統一的な基準による財務書類の作成予定 (調査日:平成 27 年 3 月 31 日)

このたび、平成 27 年 3 月 31 日時点における地方公共団体(都道府県、市区町村)における統一的な基準による財務書類の作成予定に係る調査を実施しましたので、その結果をお知らせします。

- 統一的な基準による財務書類については、1,755 団体(全団体の 98.2%)が要請期間内の平成 29 年度までに一般会計等財務書類を作成完了予定。

統一的な基準による財務書類については、原則として平成 29 年度までの作成が要請されているが、一般会計等財務書類の作成完了予定年度については、全団体の 98.2%にあたる 1,755 団体が要請期間内に作成完了する予定となっている。

(単位:団体)

作成完了予定年度	都道府県	市区町村	指定都市	指定都市を除く 市区町村	合計
	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)
平成29年度まで	40 (85.1%)	1,715 (98.5%)	20 (100.0%)	1,695 (98.5%)	1,755 (98.2%)
平成30年度以降	7 (14.9%)	21 (1.2%)	0 (-)	21 (1.2%)	28 (1.6%)
作成予定なし	0 (-)	5 (0.3%)	0 (-)	5 (0.3%)	5 (0.3%)
合計	47 (100%)	1,741 (100%)	20 (100%)	1,721 (100%)	1,788 (100%)

※「統一的な基準」とは、平成26年4月30日に公表された「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」に示された、複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を前提とした財務書類作成基準(以下同じ)。

※「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成27年1月23日付総務大臣通知総財務第14号)において、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成することとしている。

※「%」表示については、表示単位未満を四捨五入している関係で、合計が一致しない場合がある(以下同じ)。

(連絡先)

自治財政局財務調査課

担当:福田課長補佐、高橋係長、大澤

電話:03-5253-5647

FAX:03-5253-5650

E-mail:chihou-koukaikei@soumu.go.jp

【参考】地方公共団体における平成 25 年度決算に係る財務書類の作成状況等

1. 平成 25 年度決算に係る財務書類の作成状況

- ・平成 25 年度決算に係る財務書類の作成団体(作成済又は作成中の団体の合計)は、全団体の 93.7%にあたる 1,675 団体である。このうち作成済団体は、全団体の 69.3%にあたる 1,239 団体である。
- ・都道府県においては 44 団体(93.6%)、指定都市においては 16 団体(80.0%)、指定都市を除く市区町村においては 1,179 団体(68.5%)が作成済である。未着手団体は、全団体の 6.3%にあたる 113 団体である。

(単位:団体)

区分	合計	都道府県	市区町村	指定都市を除く市区町村	
				指定都市	指定都市を除く市区町村
作成済	1,239 (69.3%)	44 (93.6%)	1,195 (68.6%)	16 (80.0%)	1,179 (68.5%)
基準モデル	224 (12.5%)	4 (8.5%)	220 (12.6%)	5 (25.0%)	215 (12.5%)
総務省方式改訂モデル	989 (55.3%)	35 (74.5%)	954 (54.8%)	11 (55.0%)	943 (54.8%)
旧総務省方式	13 (0.7%)	0 (-)	13 (0.7%)	0 (-)	13 (0.8%)
その他のモデル	13 (0.7%)	5 (10.6%)	8 (0.5%)	0 (-)	8 (0.5%)
作成中	436 (24.4%)	3 (6.4%)	433 (24.9%)	3 (15.0%)	430 (25.0%)
基準モデル	48 (2.7%)	0 (-)	48 (2.8%)	1 (5.0%)	47 (2.7%)
総務省方式改訂モデル	374 (20.9%)	3 (6.4%)	371 (21.3%)	2 (10.0%)	369 (21.4%)
旧総務省方式	6 (0.3%)	0 (-)	6 (0.3%)	0 (-)	6 (0.3%)
その他のモデル	8 (0.4%)	0 (-)	8 (0.5%)	0 (-)	8 (0.5%)
作成済又は作成中	1,675 (93.7%)	47 (100%)	1,628 (93.5%)	19 (95.0%)	1,609 (93.5%)
未着手	113 (6.3%)	0 (-)	113 (6.5%)	1 (5.0%)	112 (6.5%)
合計	1,788 (100%)	47 (100%)	1,741 (100%)	20 (100%)	1,721 (100%)

※「基準モデル」とは、「新地方公会計制度研究会報告書」(平成18年5月)に示された、個々の取引等について発生の都度又は期末に一括して発生主義により複式仕訳を行うとともに、固定資産台帳を整備して財務書類を作成するモデル。

※「総務省方式改訂モデル」とは、「新地方公会計制度研究会報告書」(平成18年5月)に示された、公有財産の状況や発生主義による取引情報を、個々の複式仕訳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成するモデル。

※「旧総務省方式」とは、「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」(平成13年3月)等)に示された方法で作成するもので、総務省方式改訂モデルの基礎となったモデル。

2. 平成 25 年度決算に係る連結財務書類の作成状況

- ・平成 25 年度決算に係る連結財務書類の作成団体は、全団体の 64.9%にあたる 1,161 団体である。このうち作成済団体は、全団体の 51.7%にあたる 924 団体である。
- ・都道府県においては 40 団体(85.1%)、指定都市においては 15 団体(75.0%)、指定都市を除く市区町村においては 869 団体(50.5%)が作成済である。

(単位:団体)

区分	合計	都道府県	市区町村	指定都市	指定都市を除く市区町村
作成済	924 (51.7%)	40 (85.1%)	884 (50.8%)	15 (75.0%)	869 (50.5%)
基準モデル	176 (9.8%)	4 (8.5%)	172 (9.9%)	4 (20.0%)	168 (9.8%)
総務省方式改訂モデル	742 (41.5%)	34 (72.3%)	708 (40.7%)	11 (55.0%)	697 (40.5%)
その他のモデル	6 (0.3%)	2 (4.3%)	4 (0.2%)	0 (-)	4 (0.2%)
作成中	239 (13.4%)	2 (-)	237 (13.6%)	3 (15.0%)	234 (13.6%)
基準モデル	31 (1.7%)	0 (-)	31 (1.8%)	1 (5.0%)	30 (1.7%)
総務省方式改訂モデル	200 (11.2%)	2 (-)	198 (11.4%)	2 (10.0%)	196 (11.4%)
その他のモデル	8 (0.4%)	0 (-)	8 (0.5%)	0 (-)	8 (0.5%)
作成済又は作成中	1,163 (65.0%)	42 (89.4%)	1,121 (64.4%)	18 (90.0%)	1,103 (64.1%)
未着手	625 (35.0%)	5 (10.6%)	620 (35.6%)	2 (10.0%)	618 (35.9%)
合計	1,788 (100%)	47 (100%)	1,741 (100%)	20 (100%)	1,721 (100%)

3. 固定資産台帳の整備状況

- ・固定資産台帳の整備状況について、「整備済」が 332 団体(18.6%)、「整備中」が 844 団体(47.2%)、「未整備」が 612 団体(34.2%)となっている。

(単位:団体)

	合計	都道府県	市区町村	指定都市	指定都市を除く市区町村
整備済	332 (18.6%)	9 (19.1%)	323 (18.6%)	9 (45.0%)	314 (18.2%)
整備中	844 (47.2%)	25 (-)	819 (47.0%)	9 (-)	810 (47.1%)
未整備	612 (34.2%)	13 (27.7%)	599 (34.4%)	2 (10.0%)	597 (34.7%)
合計	1,788 (100%)	47 (100%)	1,741 (100%)	20 (100%)	1,721 (100%)

※「固定資産台帳」とは、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿であり、所有する全ての固定資産(道路、公園、学校、公民館等)について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものである。

4. 作成済団体における財務書類の公表(予定)状況

- ・平成 25 年度決算に係る財務書類の作成済団体(1,239 団体)のうち、1,205 団体(97.3%)が財務書類を公表又は公表予定としており、このうち「ホームページ」で公表(予定)としている団体が 1,178 団体(95.1%)で最も多く、続いて「広報誌」で 336 団体(27.1%)、「財務報告書(冊子)」で 208 団体(16.8%)となっている。(複数回答あり)

(単位: 団体)

	合計	都道府県	市区町村	指定都市	
				指定都市	指定都市を除く市区町村
公表(予定)している	1,205 (97.3%)	44 (100%)	1,161 (97.2%)	16 (100%)	1,145 (97.1%)
ホームページ	1,178 (95.1%)	44 (100%)	1,134 (94.9%)	16 (100%)	1,118 (94.8%)
広報誌	336 (27.1%)	2 (4.5%)	334 (27.9%)	1 (6.3%)	333 (28.2%)
財務報告書(冊子)	208 (16.8%)	14 (31.8%)	194 (16.2%)	10 (62.5%)	184 (15.6%)
その他	38 (3.1%)	4 (9.1%)	34 (2.8%)	2 (12.5%)	32 (2.7%)
公表していない	34 (2.7%)	0 (-)	34 (2.8%)	0 (-)	34 (2.9%)

※%表示については、作成済団体の、合計-1, 239団体、都道府県-44団体、市区町村-1, 195団体、指定都市-16団体、指定都市を除く市区町村-1, 179団体を分母として計算。

5. 作成済団体における財務書類の活用状況

- ・平成 25 年度決算に係る財務書類の作成済団体(1,239 団体)のうち、財務書類の活用状況について、「財政指標の設定」が 327 団体(26.4%)で最も多く、続いて「地方議会での活用」が 321 団体(25.9%)、「適切な資産管理」が 126 団体(10.2%)、「予算編成への活用」が 96 団体(7.7%)、「施設の統廃合」が 26 団体(2.1%)となっている。(複数回答あり)

(単位: 団体)

	合計	都道府県	市区町村	指定都市	
				指定都市	指定都市を除く市区町村
財政指標の設定	327 (26.4%)	7 (15.9%)	320 (26.8%)	7 (43.8%)	313 (26.5%)
適切な資産管理	126 (10.2%)	4 (9.1%)	122 (10.2%)	1 (6.3%)	121 (10.3%)
予算編成への活用	96 (7.7%)	3 (6.8%)	93 (7.8%)	1 (6.3%)	92 (7.8%)
施設の統廃合	26 (2.1%)	0 (-)	26 (2.2%)	0 (-)	26 (2.2%)
受益者負担の適正化	22 (1.8%)	0 (-)	22 (1.8%)	1 (6.3%)	21 (1.8%)
行政評価との連携	17 (1.4%)	2 (4.5%)	15 (1.3%)	0 (-)	15 (1.3%)
地方議会での活用	321 (25.9%)	16 (36.4%)	305 (25.5%)	5 (31.3%)	300 (25.4%)
地方債IRへの活用	21 (1.7%)	10 (22.7%)	11 (0.9%)	7 (43.8%)	4 (0.3%)

※%表示については、作成済団体の、合計-1, 239団体、都道府県-44団体、市区町村-1, 195団体、指定都市-16団体、指定都市を除く市区町村-1, 179団体を分母として計算。

地方公会計の意義

1. 目的

① 説明責任の履行(アカウンタビリティ)

住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示

② 財政の効率化・適正化(マネジメント)

財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

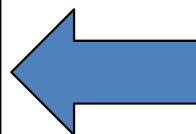
2. 具体的内容(財務書類の整備)

現金主義・単式簿記会計

- ◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

※ 財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補完



発生主義・複式簿記会計

- ◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

地方公会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 行政コスト計算書
- ・ 純資産変動計算書
- ・ 資金収支計算書

企業会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書



3. 財務書類整備の効果

① 発生主義による正確な行政コストの把握

見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示

② 資産・負債(ストック)の総体の一覽的把握

資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示

地方公会計の位置付け

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）〔行革推進法〕

（地方公共団体における取組）

第六十二条 地方公共団体は、第五十八条から第六十条までの規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、次に掲げる施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 一 当該地方公共団体の資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認すること。
 - 二 当該地方公共団体の資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。
- 2 政府は、地方公共団体に対し、前項各号の施策の推進を要請するとともに、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）〔骨太の方針2015〕

第3章「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

〔2〕社会資本整備等

（時間軸）

地方公共団体の公共施設等については、固定資産台帳の整備、地方公会計の導入を進め、平成28年度末までの公共施設等総合管理計画の策定に向けた取組を加速する。

（賢く使う観点からの取組）

ストック適正化、維持管理・更新費の増加の抑制に向けて、まずは地方公共団体における固定資産台帳の整備、地方公会計の導入を進め、行政コスト情報等を各地方公共団体や住民自らが容易に比較できる形となるよう整備する。

〔3〕地方行財政改革・分野横断的な取組等

（時間軸）

ストック情報（固定資産台帳を含む地方公会計、公共施設等総合管理計画等）を集中改革期間内に整備し開示する。

（国と地方を通じた歳出効率化・地方自治体の経営資源の有効活用）

2018年度（平成30年度）までの集中改革期間に、自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等（公共施設等総合管理計画の策定、地方公会計の整備、公営企業会計の適用拡大、地方交付税の各自治体への配分の考え方・内訳の詳細・経年変化など）の「見える化」を徹底して進め、誰もが活用できる形での情報開示を確実に実現する。

「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）〔改訂成長戦略〕

5. 立地競争力の更なる強化

5－1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放（PPP/PFIの活用拡大）、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

（2）施策の主な進捗状況

（PPP/PFIの活用に向けた集中強化期間における取組）

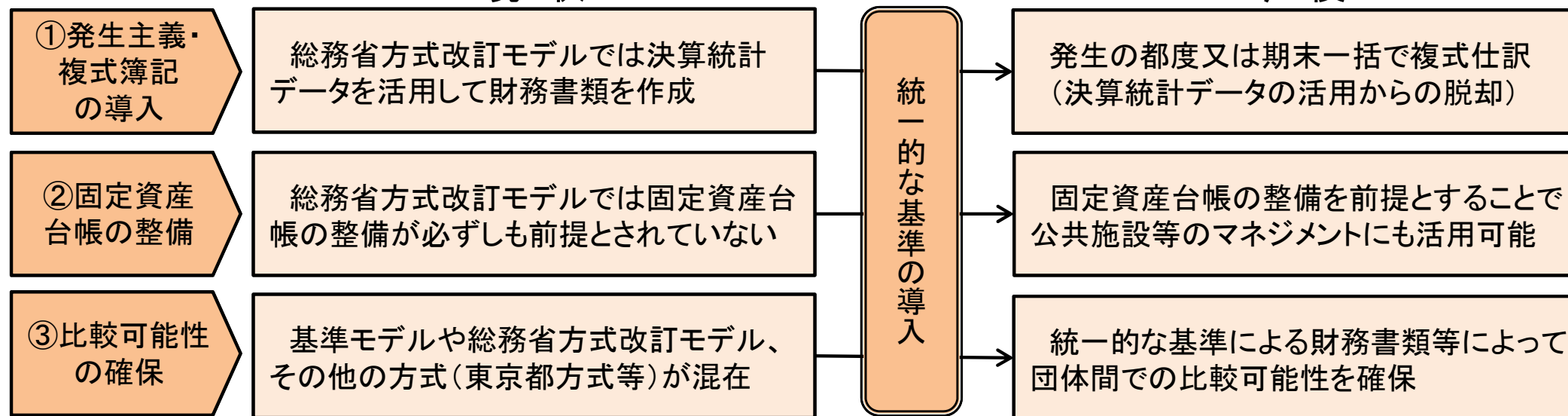
固定資産台帳の整備を前提とした統一的な基準による財務書類等を原則として3年間で全ての地方公共団体において作成するよう要請（本年1月に総務大臣通知）した。あわせて、マニュアルの公表、特別交付税措置等により整備を促進しているところ。

今後の地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。

現 状

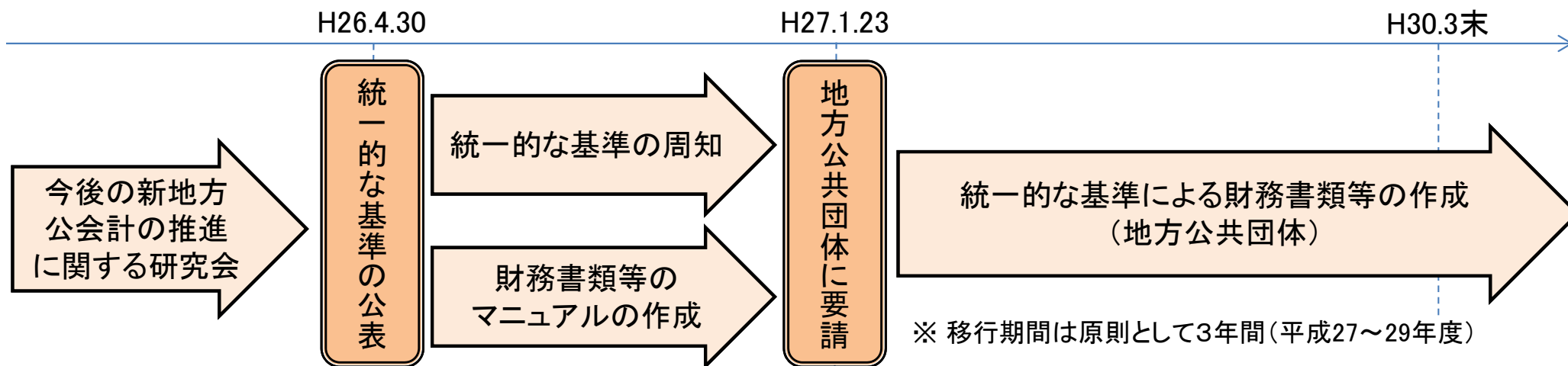
今 後



※1 地方公共団体の複式簿記の導入状況について、日々仕訳又は期末一括仕訳は16.8%、残りの83.2%は決算統計データ等の活用（平成27年3月31日現在）

※2 地方公共団体の固定資産台帳の整備状況について、整備済みは18.6%、整備中は47.2%、未整備は34.2%（同上）

※3 モデル別の財務書類作成状況について、基準モデルは15.2%、改訂モデルは76.2%、その他の方式は2.3%、未着手は6.3%（同上）



統一的な基準による地方公会計の整備要請（大臣通知）

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年1月23日付け総務大臣通知（総財務第14号））

地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り組まれてきたところですが、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要であると考えております。

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成26年5月23日付総務大臣通知総財務第102号）のとおり、平成26年4月30日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。その後、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を設置して議論を進めてきましたが、平成27年1月23日に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめしております。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示しております。

つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。

特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望めます。

なお、統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを修得した職員の育成やICTを活用したシステムの整備が不可欠であり、平成27年度には関係機関における研修の充実・強化や標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定です。また、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、今年度から特別交付税措置を講じることとしております。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いします。

統一的な基準による地方公会計の整備に係る支援

原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を作成するよう平成27年1月に全ての地方公共団体に要請したところであるが、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減するため、以下のような支援策を講じることとしている。

1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を平成27年1月に公表

→ 具体的なマニュアルの公表によって統一的な基準による財務書類の作成等を促進

2. システムの提供

統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアを開発し、平成27年度に地方公共団体に無償で提供する予定

→ システム整備の経費負担を軽減するとともに、財務書類作成作業の効率化にも寄与（相当部分が自動仕訳化）

3. 財政支援

固定資産台帳の整備のための資産評価・データ登録等に要する経費について特別交付税措置（平成26～29年度）

→ 特別交付税措置を講じることによって地方公共団体の経費負担を軽減

4. 人材育成支援

自治大学校、市町村職員中央研修所（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）、地方公共団体金融機構（JFM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施

→ 単に財務書類作成のための知識だけでなく、予算編成への活用等に関するノウハウも普及

統一的な基準による財務書類の作成予定（平成27年3月31日現在）

- 都道府県及び指定都市においては全団体、市区町村においても99.7%の団体において統一的な基準による財務書類を作成予定。
- 平成29年度までに98.2%の団体において統一的な基準による財務書類の作成が完了する予定。

区分	都道府県		指定都市		市区町村		合計	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
作成予定あり	47	100%	20	100%	1,716	99.7%	1,783	99.7%
平成29年度までに作成	40	85.1%	20	100%	1,695	98.5%	1,755	98.2%
平成30年度以降に作成	7	14.9%	0	0%	21	1.2%	28	1.6%
作成予定なし	0	0%	0	0%	5	0.3%	5	0.3%
合計	47	100%	20	100%	1,721	100%	1,788	100%

※「%」表示については、表示単位未満を四捨五入している関係で、合計が一致しない場合がある。

※「平成30年度以降に作成」としている団体の中には、日々仕訳により平成29年度決算分を平成30年度に作成する団体も含む。

財務書類等の活用方法

行政内部での活用 ⇒ 人口減少が進展する中、限られた財源を「賢く使うこと」につなげる

マクロ的視点

財政指標の設定

財務書類に係る各種指標を設定

→ 資産老朽化比率を踏まえた公共施設等マネジメント等

適切な資産管理

○ 将来の施設更新必要額の推計

→ 施設の更新時期の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討

○ 未収債権の徴収体制の強化

→ 貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

ミクロ的視点

セグメント分析

事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能

○ 予算編成への活用

→ ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討

○ 施設の統廃合

→ 施設別コストの分析による統廃合の検討

○ 受益者負担の適正化

→ 受益者負担割合による施設使用料の見直し

○ 行政評価との連携

→ 利用者1人当たりコスト等を活用して評価

行政外部での活用

情報開示

○ 住民への公表や地方議会での活用

→ 財務書類のわかりやすい公表や議会審議の活性化

○ 地方債IRへの活用

→ 市場関係者に対する説明資料として活用

○ PPP／PFIの提案募集

→ 固定資産台帳の公表により民間提案を募集

地方公会計の活用事例①（資産老朽化比率）

【事例】資産老朽化比率の公共施設等マネジメントへの活用（東京都〇〇市）

背景・目的

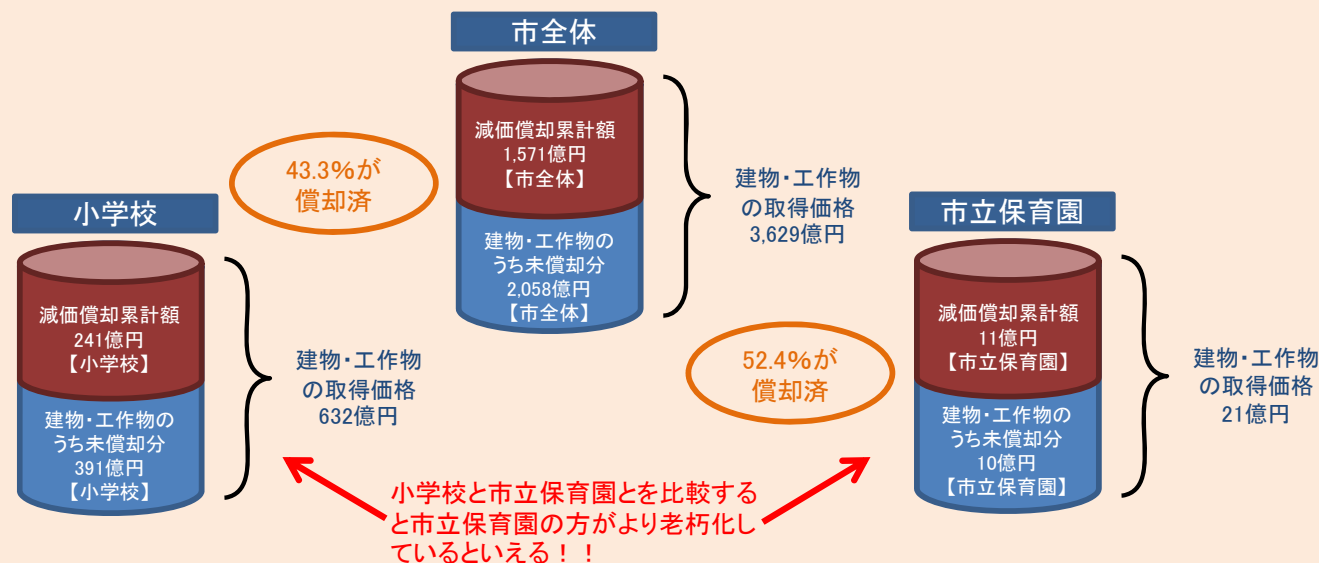
- 市全体の老朽化比率だけでなく、施設類型別の老朽化比率を把握することで、公共施設等のマネジメントに活用する。

事例概要

- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。
- 市全体の資産老朽化比率は43.3%であるが、小学校は38.1%、市立保育園は52.4%となっており、市立保育園の老朽化比率が高くなっている。

小学校と市立保育園のどちらの老朽化対策の優先度が高いか…

$$\text{資産老朽化比率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産(建物及び工作物)の貸借対照表計上額} + \text{減価償却累計額}}$$



効果等

- 当該老朽化比率や実際の損耗状況等も踏まえつつ、公共施設等総合管理計画の策定を進めていくこととしている。
- 公共施設等の老朽化対策の優先度を踏まえたメリハリのある予算編成につなげることも期待される。

地方公会計の活用事例②（将来の施設更新必要額の推計）

【事例】 将来の施設更新必要額の推計（東京都稲城市）

背景・目的

- 国・地方公共団体共通の課題として、インフラを含む公共施設等の老朽化対策がある。
- 当該課題を数値として把握するために、将来の施設更新必要額のシミュレーションをすることとした。

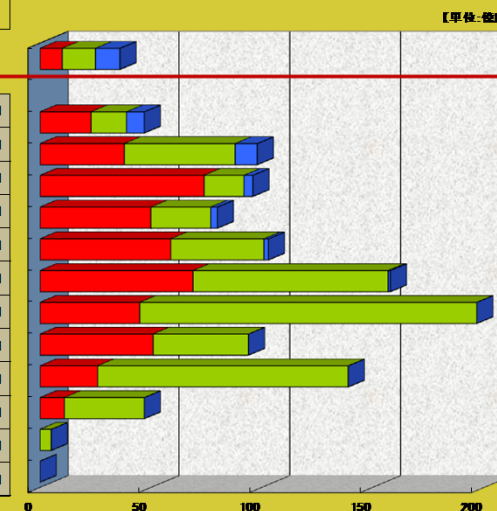
事例概要

- 財務書類を作成するために整備した固定資産台帳のデータを活用し、次の①・②を前提条件として、将来の施設更新必要額を推計した。
 - ① 全ての施設を再調達価額で更新する。
 - ② 耐用年数終了時に施設の更新を行う。
- 時期によって施設更新必要額にバラツキがあり、また、全体として施設更新に相当なコストが必要なが判明した。
- 施設の更新時期の平準化や総量抑制等を図るため、適切な更新・統廃合・長寿命化を実施することが必要である。

将来の施設更新必要額（推計）

H25.3

年度	建物	公共施設 (道路含む)	その他	合計	年平均
～2011	10	15	11	36	
2012～ 2015	23	16	8	48	10 億円
2017～ 2021	38	50	10	98	20 億円
2022～ 2026	74	18	4	96	19 億円
2027～ 2031	50	27	3	80	16 億円
2032～ 2036	59	42	2	103	21 億円
2037～ 2041	69	38	1	158	32 億円
2042～ 2046	45	152	0	197	39 億円
2047～ 2051	51	43	0	94	19 億円
2052～ 2056	26	113	0	139	28 億円
2057～ 2061	11	36	0	47	9 億円
2062～ 2066	0	5	0	5	1 億円
2067～ 2076	0	0	0	0	0 億円
～2076	456	605	39	1,101	



この他に公債の返済、新設備の建設費が必要です。
(全ての資産を現在価格で作ります。耐用年数終了時に設備の更新を行う。)の二つの前提条件で集計しています。

効果等

- 公共施設等の老朽化対策という課題を「見える化」することにより、庁内で問題意識を共有することができた。
- 当該推計結果等も活用しつつ、公共施設等総合管理計画の策定を進めていくこととしている。

地方公会計の活用事例③（セグメント分析による施設の統廃合）

【事例】セグメント分析による公民館の統廃合（熊本県宇城市）

背景・目的

- 熊本県宇城市では、行政コスト計算書その他団体比較で物件費等が多いことが判明し、物件費を市全体で平成21年度までに毎年2,500万円削減する目標を設定
- 平成17年9月に、これを含む「宇城市行政改革大綱」を策定し、市内にある約220施設の管理運営等の合理化案を定め、全ての施設の現状や役割・管理運営等を検証し、施設の適正配置や効率的・効果的な管理運営のあり方を検討

事例概要

- 平成20年3月に「施設白書」を策定し、全ての施設についてバランスシートと行政コスト計算書（右表参照）を作成し、施設の現状把握と将来展望、施設群による比較を実施



【施設群名：公民館】		施設別バランスシート					(単位：千円)	
整理No.		16-1	16-2	16-3	16-4	16-5		
施設名称		○○公民館	××公民館	△△公民館	□□公民館	●●公民館		
【資産】								
建物等		401,016	157,456	212,534	3,423	29,248		
土地		34,814	36,278	33,912	59,718	55,035		
資産合計		435,830	193,734	246,446	63,141	84,283		
【負債】								
市債		20,673						
【純資産】								
純資産		415,157	193,734	246,446	63,141	84,283		
負債・純資産合計		435,830	193,734	246,446	63,141	84,283		

【施設群名：公民館】		施設別行政コスト計算書					(単位：千円)	
整理No.		16-1	16-2	16-3	16-4	16-5		
施設名称		○○公民館	××公民館	△△公民館	□□公民館	●●公民館		
【行政コスト】								
人件費		18,558	12,237	19,103	11,675	10,316		
退職手当コスト		1,890	1,170	1,890	1,080	1,080		
委託料		2,373	1,391	1,056	636	1,908		
需用費		2,705	631	5,145	1,477	2,207		
減価償却費		9,548	6,056	7,857	407	1,828		
その他		298	1,450	1,495	4,120	787		
行政コスト合計		35,372	22,956	36,546	19,395	18,126		
【収入】								
使用料		209	255	131	363	154		
その他		35	31	177	147	228		
収入合計		244	286	308	510	382		
受益者負担割合		0.7%	1.2%	0.8%	2.6%	2.1%		
利用者一人当たりコスト		1,656円	1,398円	2,289円	1,258円	1,459円		

効果等

- 以上のようなセグメント分析や検討の結果、平成21年度に公民館1施設の統廃合を実施
- 今後、中央公民館と各地域の分館方式で公民館事業を行い、施設管理のみを民間委託する方向でも検討

【参考】地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会 開催要綱（抄）

1. 趣 旨

地方財政の健全化については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の全面施行から5年が経過している中、現状について分析を行うとともに、課題について検討する必要がある。また、公共施設等の老朽化対策の必要性が生じるなど、新たな課題が生じていることから、継続的に財政健全化の取組を進められるよう、財政分析手法についても検討する必要がある。

地方債制度については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第123条の規定により、届出制度の開始から3年経過した場合において、地方債の発行に関する国の関与の在り方について見直しを行う必要がある。

このことから、「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」を開催することとする。

2. 名 称

本研究会は、「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3. 構成員

別紙のとおりとする。

（別紙） 地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会 名簿（五十音順、敬称略、◎は座長）

井手 英策（慶應義塾大学経済学部教授）	小室 将雄（有限責任監査法人トーマツパートナー）
稲垣 敦子（東京都財務局主計部公債課長）	齊藤 由里恵（椋山女学園大学現代マネジメント学部准教授）
今井 太志（北海道総合政策部政策局総合教育担当局長）	迫田 昌寛（株式会社みずほ銀行証券部次長）
江夏 あかね（株式会社野村資本市場研究所研究部主任研究員）	関口 智（立教大学経済学部教授）
大塚 成男（千葉大学大学院人文社会科学部研究科教授）	南里 明日香（滋賀県総務部財政課長）
◎小西 砂千夫（関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授）	平野 徹（京都市行財政局財政部財政課担当課長）

4. 運 営（略）

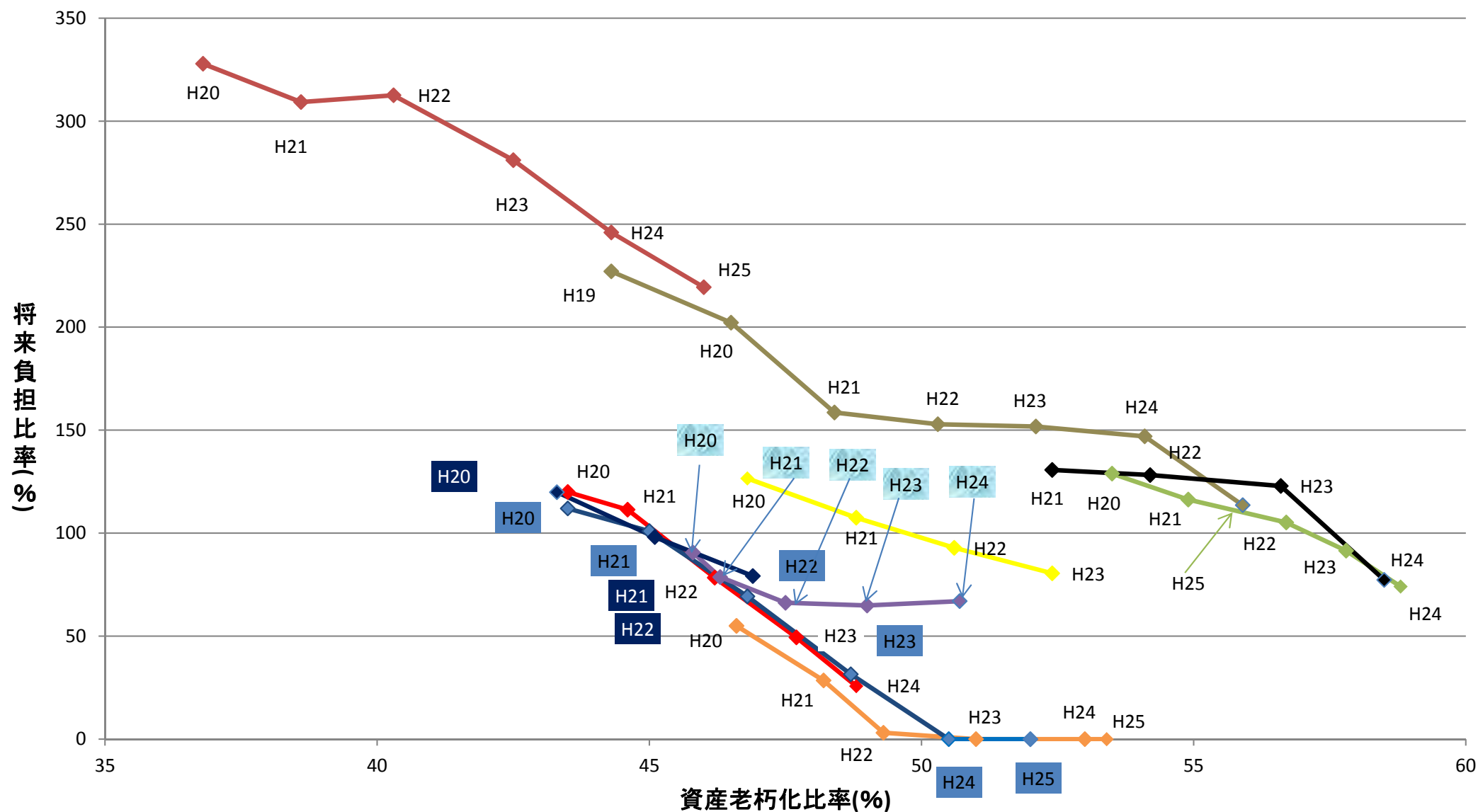
5. 開催期間

平成26年11月から開催する。

6. 庶 務（略）

(参考) 将来負担比率×資産老朽化比率の時系列推移

地方財政の健全化及び地方債
制度の見直しに関する研究会
第3回会合 資料4(南里委員)



→ 繰上償還など財政健全化に取り組んでいるものの、老朽化対策は進んでいない状況か。

今後の地方公共団体の財政分析のあり方について

地方財政の健全化及び地方債
制度の見直しに関する研究会
第5回会合 資料5(事務局)

1. 地方公会計の財政指標の追加

決算統計では、財政力指数や経常収支比率、地方財政健全化法では、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率といった財政指標が既にあるが、地方公会計の整備により新たに把握される指標について、今後の財政分析に活用すべきではないか。

その場合、議会や住民等に対する分かりやすい情報開示のため、決算カードや財政状況資料集に記載されている財政指標に単純に追加するだけでなく、適切なスクラップアンドビルドを図るべきではないか。

2. 指標の組合せによる総合的な財政分析

アンケート調査結果等によれば、「将来負担比率×実質公債費比率」や「将来負担比率×資産老朽化比率」といった指標の組合せ分析を実施している地方公共団体が既に存在するところであり、地方公共団体の財政状況については、一つの財政指標だけで判断するのではなく、様々な観点から分析することが重要であることから、今後は、「財政状況資料集」等において、指標の組合せによる総合的な財政分析を実施すべきではないか。

3. 既存指標の分析・活用の促進

従来、経常収支比率が80%を超えると財政構造が弾力性を失いつつあるとされてきたが、社会経済構造や地方財政制度が変化してきた中で、経常収支比率の当該基準の妥当性を改めて検証すべきではないか。

また、「財政状況資料集」中の「将来負担比率(分子)の構造」を活用して第三セクターへの損失補償の割合の多寡を検討した上で第三セクター改革を積極的に推進するといった「財政状況資料集」の分析・活用に関するベストプラクティスを周知し、いわゆる「横展開」を普及促進すべきではないか。